

(第二類 第八号)

衆議院

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会議録

第六号

(二〇二)

平成十年九月二十二日(火曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 大原 一三君

理事 赤城 徳彦君

理事 杉山 憲夫君

理事 小川 忠正君

理事 宮地 正介君

理事 江渡 聡徳君

大石 秀政君

木村 隆秀君

阪上 善秀君

下村 博文君

細田 博之君

山本 公一君

渡辺 博道君

木橋 弘道君

永井 英慈君

細川 律夫君

長内 順一君

青山 丘君

西川 太一郎君

平賀 高成君

中田 宏君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

農林水産大臣 中川 昭一君

運輸大臣 川崎 二郎君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 福田 進君

大蔵省主計局次長 寺澤 辰麿君

大蔵省理財局長 中川 雅治君

林野庁長官 山本 徹君

運輸省鉄道局長 小幡 政人君

委員外の出席者

衆議院調査局日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別調査室長

長尾 正和君

委員の異動

九月二十二日

辞任

岡部 英男君

一川 保夫君

同日

辞任

小野寺五典君

青山 丘君

補欠選任

岡部 英男君

一川 保夫君

本日の会議に付した案件

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第四六号)

国有林野事業の改革のための特別措置法案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第四四号)

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第四五号)

森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第七八号)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、第四百四十二回国会承認第二号)

一般会計における債務の承継に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会承認第二号)

提出、第四百四十二回国会閣法第四三三号

○大原委員長 これより会議を開きます。

第四百四十二回国会、内閣提出、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件及び一般会計における債務の承継に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案の各案件を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。青山丘君。

○青山丘委員 既に相当議論がなされていると思ひますけれども、私からも、今回のJR追加負担は不当だということについて少し質疑をしたいと思ひます。

二十年近く前になりますが、私が最初に運輸委員会理事として選任されて、当時、国鉄改革は大変な状況でございまして、一体どうしたら国鉄改革ができるんだと、いろいろな人たちに聞いて回りましたし、私自身も、その当時相当研究してました。

多くの皆さんが、三十六万人体制になれば国鉄は改革できる、こう言われておったんですが、実はその当時、四十二万人の時代でございました。よし、まず三十六万人体制にしなければならぬ、そういうふうな努力をやつてきたんですが、実は、三十六万人体制になつても国鉄改革はそう簡単な状況ではなかった。そして、二十七万人体制にまで持っていかなければということと努力をしてきたんですが、それでもだめだった。よくやう、昭和六十二年、二十万人近くでJRとして発足をする。その段階で、実は国鉄はよみがえつた。はつきり言つて、JRになつて、利用者、国民の皆さん方からの評価というのは今非常に高いものがある。お客さんに対する態度も非常にいい、それからサービスもいい、車両も美しい、きれいになつてきた、運賃の抑制にもその努力の跡がうかがわれるというような幅広い評価で、JRはよくやつてきておる。

問題は、あの四十二万人体制から二十万人体制になるときに、それこそ国鉄を去つてもらわなければならぬ多くの人があつたわけですよ。一人、二人、五人、十人、千人、一万人、十万人、二十万人と去つていったわけですよ。その国鉄を去つていった多くの人の気持ちの中には、それは自分たちにも幾らかの責任はあるかもしれないけれども、自分たちはいわば政治の犠牲者だと言つて去つていっているんですね。政治は絶対に許せない、間違つたことをした、その被害を自分たちが受けた、こういう思いで国鉄を去つていった人たちがたくさんいたわけですよ。

そのことを思うと、今日のJR、国鉄のよみがえりというのは、どんなに高い評価をしても評価をし過ぎではない。あのスタートを切るときに、分割・民営化は本当にできるのか、もしかするとできないんじゃないか。あるいは国鉄改革は、総理大臣の一人や二人はテロに遭うかもしれない。それはそうです、去つていく人たちの気持ちの中には、政治は絶対に許せない、そういう気持ちで国鉄を去つていった人たちがたくさんいたわけですから、政治の責任は非常に重い。そういう意味で、あの国鉄改革の基本理念を決めたときの精神は、やはりこれから生かしていかなければならない。その後起きた問題だということでしょうが、当時既に議論されておりましたよ、年金統合の問題

は。そして厚生年金へ統合していかねばいけません。それには、鉄道共済の財政は非常に悪くて、どうしても持参金が要る、移換金が要る。当時積み立ててあった二千七百億円、それから事業団の負担、JRの負担を決めてきました。これが平成八年。この問題は一つの重要な結論ですね。これは一つの決着がついた問題というふうに私は理解しておりますが、その点はいかがでしょうか。

○川崎國務大臣 平成八年当時の決着の問題でございまして、共済年金から厚生年金への移換問題、この移換金の問題につきましては、事業主としての立場、これは一つはJRでございまして、もう一つは旧国鉄というものの法人格、それを継承するのが清算事業団でございまして、まさに事業主で分担を決めたという理解をいたしております。その後、今提案をさせていただいておられますのは、その性格を引き継いだ国鉄清算事業団が、でき得れば十月一日に解散をしたい、そのときに年金移換金の問題についてどう処理をすべきかという理解で今回お話をいただいております。こういうふうに考えております。

○青山(丘)委員 決着がついたから、JR負担部分は既に千七百億円、民間金融機関から借り受けをして支払いを済ましてきております。これが一点。

それからもう一点は、国鉄改革法等施行法に改正法として提出をされて、成立を見ておりますが、これは事業団負担部分の明記であって、国鉄時代の負担ということで、きちっと決着がついた問題として明確に線が引かれたものだと思っております。その点はいかがでしょうか。

○川崎國務大臣 これは、今も申し上げましたように、事業主負担ということでその当時分担が決まった。その事業主であります清算事業団が解散されるというときにこの問題を議論させていただく、このように考えております。

○青山(丘)委員 そういう理屈をだんだんつけてやっていますと、あの昭和六十二年のときに三十七兆一千億円という大変な債務を抱えたまま

JRとしてスタートを切ることはだれが考えたって無理だ、だから、売り上げの四・五倍といえどもそれはもう大変な負担だけれども、これはJRが負担してもらいたい、十四兆五千億という数字が出てきている。残りの二十二兆七千億は事業団において処理しようということでもスタートを切ったわけですから、その後年金移換の問題が起きてきた、国鉄時代の問題は事業主としての負担だといふのは、絶対にこれは違う。

なぜかといふと、今のJRの職員の人たちは、厚生年金に移換されて年金の掛金を払っています。この保険料の率は高いのです。それは、前の人たちの部分も責任をとっていかねばいけません。この人たちの掛金は、当然六十二年三月以前の国鉄時代にやめていかれた方々の年金給付の原資にもなっていくわけですから、六十二年以前の国鉄職員の方でもJRの職員の方は将来JRの職員として年金給付を受けるのだから、六十二年三月までさかのぼって、それ以前の共済組合の組合員であつた期間を算定基準にして計算して、負担をしてもらうのはいんだという発想は間違っています。今申し上げたように、今の人たちは前にさかのぼって、国鉄時代にやめられた方たちの年金の給付の原資にもなっていく負担をしていただければ、今の人たちが以前の負担を求められるという筋が通らない。

だから、私が冒頭申し上げたのは、昭和六十二年三月三十一日以前の問題と、きちっとあの段階で切り離してJRがスタートを切ったという理念と、おとし厚生年金に統合するということに移換金の分担割合を決めたこととの整合性や一貫性から考えれば、六十二年三月以前にさかのぼってくるという負担を、ここでもJRに持つてくるといふのは絶対に筋が通らない、そう思いいます、いかがでしょうか。

○川崎國務大臣 今御指摘いただきました統合前の在職期間分の年金の原資、これはもう青山委員がおわかりのとおり、一つは厚生年金の移換金で

ございます。もう一つは、今お話がありましたJR社員及びJRの保険料。それからもう一つは、他の年金制度からの支援、これは厚生年金とか共済組合等から支援を受ける。これは約六兆円の支援を受ける。その中で統合前の話はやっていくという一つの結論でございまして、厚生年金移換金の問題についてJRに全く責任がないんだということにはならないと私は思っております。

○青山(丘)委員 きょうは台風が来るので、時間だけはきっちり守つてくれ、JRのダイヤぐらい正確に守つてくれと言われているから、時間がありません。しかし、それでもここだけはきちっと申し上げておかねばならないのですが、国鉄改革法等施行法、これは事業団が負担するということで決着がついているのです。だから、JR負担部分は、千七百億は移換金として負担しなさいよということ、事業主負担として支払いを既に済ませてきておるのです。だから、これは事業団が負担すべきもので、そのうちの三千六百億をJRにもう一回負担してもらおうというのは、だれがどう考えたって絶対に筋が通らない。

この法案があのときに、二年前に、これは一つの決着じゃない、やがてもう一回審議するのですよという暫定法案であればまた別です。(発言する者あり)そうそう、議事録のどこにあるのですか、それが。あつたら示していただきたい。あの議論のときに非常に重要なんです。だから、これは一つの結論だ、あの段階で結論だということとをひとつきちんと受けとめていただきたい。そうではないと、第二の国鉄の問題がまた出てくる。

例えば悪いかもしれないが、こういう妙な因縁を吹つかけて、また迷惑をかけていくというやり方をやりますと、それは、あの六十二年三月三十一日以前の三十七兆一千億円という大変な長期債務は、本来はJRが負担すべき問題だよといひかねない話になってしまうのです。だから、ここが一つの決着だと思つて、やせ我慢でも我慢して、事業団が処理すべき問題ではないでしようか。

もう一つ、考え方をちよつと変えますと、せっかく大蔵大臣に来ていただいている、私は先ほど大蔵大臣に、後ろの部屋で休んでおつてくださつてもいいですよと言いましたけれども、思い出していただき、国鉄の時代は毎年、七千二百億、七千億、六千四百億、六千億、政府は国鉄に補助金を出しておりました。それがなくなっただけで、六兆円から七兆円の財源を確保したような意味があるわけですよ、JRの成功というのは、JRが納めている税金も、今の資料にあります、スタートの段階までは余り納税できなかったのですが、突然、二千二百億、二千四百億、二千三百億、二千九百億、多いときは四千四百四十三億、三千億から四千億納税できる企業になつてきているのです。トータルすると、この十年間で十兆円も国家に貢献しておるということを考えたら、妙な因縁を吹つかけるというような印象をJRやJRの職員や国民に与えない方が、政府は得る利益がより大きいというふうに私は思うのです。

これは、大蔵大臣よりもやはり運輸大臣ですが、どうでしょう。

○川崎國務大臣 青山委員言われますとおり、六十二年度改革、そのとき、JRが負担すべき分、また清算事業団として国が負担すべき分、この区分けはしっかり守つていきたい、もちろん、ここに改めてその議論を繰り返してはならないと思っております。

しかしながら、厚生年金への移換金問題については、まさに前から想定された、委員が言われるとおりであります。前から想定されておりましたけれども、八年にこの問題の解決をしなければならぬといふ議論をされ、そして事業主負担ということで決定をされ、その事業主である清算事業団のまさに最後の、解散という場面で、今の法案でお願いを申し上げておる、そういうことでぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○青山(丘)委員 ぜひ御理解できないところなんです。(発言する者あり)

今申し上げておるように、国鉄改革の前にさかのぼって負担をかけるというのは、やはりどう考へても筋がおかしい。今のJRの人たちもJRにならなかつた国鉄時代に退職された方々の年金給付の原資にもなるような保険金の掛金をやるという意味、建前なのですから、その部分だけ今の段階になつて戻って負担を求めてくるというのは絶対に筋が通らない。

それから、これをもしやったら、三島、貨物の経営がどういふ状況になると思つておられるのでしょうか。いかがでしょう。

○川崎國務大臣 JRの三島、そして貨物の経営問題でございますけれども、これは基本的に、ここで二、三回もう既に御答弁をさせていただいておりまふけれども、基金の積み立て、基金を積んである、そこから生まれる収益、これが今日極めて低い金額になつてきておる。例えば、北海道であれば、百億程度減つてきておるというところに経営の問題等があると思つております。

したがって、こうした問題、それから将来の上場問題というのを考えたときに、私どもは、例えば無利子融資制度、これは一千億ほど考えました。十一年度についてもまた改めて考えていかなければならない、税制問題についてももう少し突っ込んだ議論をしてできるだけ努力をしなければならぬと考へておりますけれども、基本的に基金から出てくる収益というものが当初予想したより少なくなつてきておる。これが最大の問題というふうに考へております。そして、今苦しいときですから、さまざまな手段を講じなければならぬ。

ただし、年金問題というのは七社に共通した問題でありますので、筋としてお願いを申し上げているところでございます。

○青山(丘)委員 三島、貨物の問題と年金の問題と一緒にするのは違ふ問題だという理解は私もしております。けれども、完全民営化、JRが、本州三社だけではなくて、三島も含め、貨物も含め、民営化できるのかどうかという大事な段階で、本

州三社については大体的な見通しが立つた、けれども、今またここで新たな負担を課することが三島と貨物にとっては容易ならざる事態になつてきて、事業の継続だって難しいかもしれない。もちろん、それは経営努力もあるでしょうが、政府の公的助成も考へておられると思いますが、そういうようなことを、いつまでも手を差し伸べていくという考へ方ではなくて、自分たちできちつと経営の自助努力ができるような環境をつくつてあげることが必要ときに、今また新たな負担を課するということは三島、貨物の経営にとっては非常に重大な問題で、これは後で関係者の理解の問題で少し触れさせていたかと思ひます。

また、蒸し返しになります。先ほどの国鉄改革法等施行法第三十八条の二、この取り扱ひを考へてみれば、もう絶対に事業団の負担は明らかで、だれがどう考へたつて、妙な小理屈をくつつけて、わけのわからないような政治にしないで、わかりやすい政治にしようという意味でも、新たな負担というのはいささか通らないと私は思ひます。これは一事不再議の原則からいへば、絶対に受け入れられないことだろうと思ひます。その点はいかがでしようか。

○川崎國務大臣 たゞたび御答弁申し上げておりますけれども、平成八年の合意というものは、事業団とJRの負担を決めたということであつて、国が負担をするとは決めたわけではない、このように理解をいたしております。

○青山(丘)委員 国において処理するというのは、国が負担をするという意味ではなくて、処理の仕方を国が決めるのだということを言われるのでしようが、こういうことを政治がいつまでもやつていって、政治に対する国民の信頼も、話が横へされるようで実はそれでいいのではありませんが、政府が一生懸命景気対策をやつても、それに対して市場が十分反応しないというの、反応しない市場が悪いのではなくて、反応を受けない政府の政治姿勢に信頼というものが無いのではないのだろうか。

マハトマ・ガンジーが人間として犯してはならない七つの大罪の第一に原則なき政治を指摘してありますが、原則を持った政治、そしてその原則に頑迷なまでにこだつて、やせ我慢でも原則を貫こうという政治に対して国民の信頼というものは出てくるのであつて、妙な理屈をくつつけて負担をさらに求めていつたつて少しもおかしくないという発想は、政治に対する信頼を絶対なくしていくと私は思ひます。

恐らくこの点は水かけ論になるかもしれませんが、けれども、そういう本心に誠実な国民の声というもの、自分で言うのだから間違ひない、誠実な国民の声というものをひとつひきちぎつと受けとめていただきたいと思います。——いや、異論があるというなら、また答弁をいただいてもいいのですが……

それから、運輸大臣、与党三党合意でも、関係者の理解を得るのだという合意がなされておることはもう御承知だと思ひますが、先般我が党の鶴淵委員が、関係者の理解も得られていない法案を提出したことは問題がある、引き続きJR各社との話し合いを行うようにとただしたことに對して、運輸大臣からは、JR各社は話し合ひたい、話し合ひたいという答弁をしてもらいましたが、話し合ひたいのだという答弁をしてもらいましたが、話した合意のなかでございましょうか。

○川崎國務大臣 まず、事務レベルでの協議は行いました。その協議の中において、でき得れば私もお会いをしたい、この問題について双方の理解を深めたい、この提案をしたことは事実でございまして、JR側からももう少しこの審議の行方を見守りたい、こういう御返事をいただいておりますのでございまして。

○青山(丘)委員 事務レベルのお話し合いというのは最も大事なことであろうと思ひますが、一度本心に心を開いて、大臣がJRの関係者、社長、会長、ともかくその関係者と一緒に話して合意をしていただきたいと思います。間違ひなく、昔の国鉄のときのように、お上の命令というような感覚

ではなくて、相手は民間会社ですから、民間会社としての立場や尊厳、こういう立場をきちつと理解していただいてひとつ話し合いを進めていただきたいと思います。

要請しておいて、質問を終わります。

○大原委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 幾つか質問をさせていただきます。

本委員会においても何回も真剣な議論が交わされていくわけがございまして、会期ももう長いことはございせん。また、私も前からずつと思つておりますけれども、やはりこの問題をさらに借金膨らましを含めて先送りするということは、政治の責任としては、してはならないと思ひます。しかし同時に、今も議論がございまして、関係者それから国民的な御理解が得られるものにしないで私ならぬということも、まことにそのとおりだと私は思ひます。ぎりぎりの、最大限のそういう努力をしなければということをお話め近くなりまして段階で思ひつつ、幾つかの点について御見解を伺いたいと思ひます。

まず大蔵大臣に伺ひますが、たゞこ特別税、言うまでもなく当分の間ということになつております。

前に、財政、金融の分離の問題のときでしたか、与党三党で徹夜の議論をしまして、当分の間とは何ぞやと議論をしまして、そのときにこういう事実関係に大変お詳しい知識をお持ちになつて竹下登さんに伺ひましたら、何十年は何法律で何がどうという話を随分伺ひましたことを思ひ出しますけれども、私は、こういう抽象的な言葉は、当分の間とかいふものは横文字で申しますと、いろいろな表現の仕方がありまして、国際的に余りなじまない言葉、法律としてはなじまない表現だと思ひます。特に、悪く言ひますと、当分の間イコール半恒久的みたいな面もあるわけでありまして、こういうことはあつてはならぬ話だと思ひます。それから、たゞこ税の関係から申しまして、地

方に一定の部分が行っている。今、厳しい地方財政にとりましては大事な財源の一つということになっておりまして、地元に移りまして、たばこは地元で買ひましようとか小売店に張つてあるというふうなことでございまして。そうなりますと、国債整理基金特別会計に入る形で、こういうイレギュラーな形が長期に固定化をするということ、税の仕組みとしても問題が起きるのではないだろうかというふうに思います。

全体の計画が六十年ということになるわけですが、今出ているさまざまな手当てというのはいわゆる根雪でなく新雪に関する部門でございまして、それぞれ短い期間、三年とか四年とか期限が付されて、ほかのことにつきましても財源手当てがなされている。ここだけ当分の間というのは非常におかし、また税の仕組みとして非常に問題を残すということではないだろうか、短い期間にけじめをつけるべきではないだろうかというふうに私は思いますが、当分の間とはいかなる意味でございましょうか。

○宮澤國務大臣 このたびは特別税は国債整理基金特別会計に入りまして、一般の国債整理のための財源になるわけでございまして、この債務もそうでございまして、一般に国の債務が六十年という償還の規則でございまして、やはり財源としては六十年欲しい、こういう考え方が基本であるとは存じます。

しかし、大変長い年月のことでございますから、そこはいろいろ、今から見えない事情もありまして、当分の間としたというふうに説明を受けております。

○伊藤（茂）委員 頭脳明晰な大蔵大臣にしては非常にわからない御説明でございましてけれども、私はこう思うのです。

今さまざまな難しい議論をしてあります。経過は経過ですから、本当に将来を展望してどうするかということを考えながら今後やっていかなくてはならぬというふうに思います。それらを考えますと、全部解決するのに六十年

かかりますから、やはり六十年間ということが念頭にあって当分の間というのではおかしいので、これから社会経済の変化もございまして、税制につきましても次の時代の税制のあり方について国民的な大議論をしなくてはならぬ。政府税調も昨年、二十一世紀の税制をみんなで考えましようという中期報告を投げ出して、回答がないという現段階でございまして、私も、真剣な議論を今持っている議論をしなくてはならない使命を今持っているということだと思ひます。

そういうことを考えますと、そういう悠長なことはではなくて、やはりこの何年かのうちでも、問題の処理をも含めて、あるべき税財政の姿は何だろうかというふうな議論をしよつちゅうやるという姿勢が大事なのではないだろうか。節目節目、何年かのうちにはそういうことをやりながら新しい努力をしていくというのが今の時代における当然の姿勢ではないだろうかというふうに思ひます。いかがでございましょうか。

○宮澤國務大臣 おつしやいますことも十分理のあることだと思つて伺つていますが、殊に六十年間というものを、いろいろなものがあるに決まるとは思ひます。ただ、国債償還の六十年規則というものは、今の段階で考えておきますと、これ以外のことをまた言い出すわけにはいかないわけでございまして、そういう意味では六十年というのがやはり一応のめどであるうかなと。

ただ、全体がいつまでそういうことでやつていくのか。将来、ある機会にいろいろなことが見直されなければならぬという御議論は、私は決してあり得ないことだと思つていないのです。が、今の前提に立つ限り六十年、こういうふうな考えでおるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○伊藤（茂）委員 こういう激動の時代ですから、経済でも政治でも税制でも財政でも、日夜新たな努力をしなくてはならぬというのが、政府もそう

でしようし、私どもの責任だと思ひます。さまざまな新しい知恵や新しい努力を追求しながら、現実の政治をやり、国民の御信頼をいただくという姿勢が、私は今の時代の基本だろうと思ひます。そういう気持ちから申しますと、六十年を急頭で置きながらということが基本になる大蔵大臣の御答弁というのは、非常に私はおかしいと思ひます。

例えば、たばこ産業についての配慮という与党合意が当時ございまして、この間大蔵大臣は過去形でおつしやいました。私はこれから先を考えますと、たばこ産業、世界のビッグスリーのように、スモーキング、ノースモーキング、健康問題、環境問題、いろいろな議論がございまして、やはり望ましいのは、ビッグスリーのように幅広いさまざまな分野で意欲的に社会に貢献する事業をする。今開発している薬品もございまして、ドリンクもありまして、いろいろなことをやりますというふうな姿が望ましいことだと私は思つております。

極端に言つたら、いずれかの機会に株を全部売却して社名変更をやつて、そういう時代になつていくのがむしろ世界の流れかも知れぬ。そんなことを思ひながら、こういう産業分野にどういう気持ちで対応するのか。何かJ Rと違つて、いい子ちゃんでは、はいと言つてオーケーするとか、そんな感じだけではだめなもので、やはりそういう産業の将来像を含めてやるのが、長年の専売時代からの関係を持つてきた政策の対応ではないだろうかというふうに思つてあります。

そういう政策、配慮ということの意味、それから今言った、とにかく六十年めどというだけの印象ではない、さまざまな政策の研究や新たな努力なり、またいろいろ問題意識を議論してみる、節目節目、何年かまで一通くらは節目をつくつてやるという姿勢が、私は政策としては当然だろうというふうに思ふのですが、違ひましようか。

○宮澤國務大臣 その点はあえて私は反論を申し上げる気持ちはありません。そういうことが必要

であらう、実は常に必要であるし、やがては起こらなければならぬことだとは思ひますが、それがどういう形で起こるか未定の間は、とりあえず今の制度に従つて決めておくということ、どうもそれ以外に、決まらない制度を先取りしてこの部分だけいけいわけにもまいらないということかなというふうに思ひます。

○伊藤（茂）委員 決まらなことを先取りしろというふうには私は申していません。それはやはり、決めることは責任を持つて決めなくてはならぬ、責任あることを決めなくてはならぬというの、当然のこととございまして。ただ、常に次の改革への意欲と問題意識を持ちながら議論し合うというの、それは議会としての使命だろうと思ひますので、その点は十分御理解をいただきたいというふうに思ひます。

いずれにしても、当分の間ということで、今までの当分の間という法律用語の経験で、記録を更新するような姿勢であつてはならぬだろうというふうに思ふわけでありまして。

それにも関連をいたしまして、いずれにいたしましても、六十年、長期にわたる債務処理の事業をしなくてはならぬ。先ほど同僚議員の質問にもございまして、やはり国民の理解、この間の反省、総括ということが当時の与党の合意にも、冒頭にございまして。私は、債務を処理するという実務をやればいだけだというふうには思ひません。この間の政策を振り返り、政治の責任も総括し、みずからのやつてきたこの十数年間を総括しながら次はどうするかという心構えを持つのがこの法案の審議に当たる、また結論を出す立場でなければならぬだろうというふうに思ふわけでありまして。そういう面では、先般の参考人をお願いしました加藤寛さんの話なんかは率直でございまして。

確かに、この間にパブル、ポストパブルがございまして、土地の異常な高騰がございまして。総量規制がありました。また、公的な土地、J Rの土地の売却禁止という措置など、いろいろなこと

とか早く和解ができるように望んでおりますが、それが近日中に和解しました場合に、二つ問題がございます。

その中の一つは、やはりお金の問題。前の中労委の経過などからしましても、どの程度 of 金額になるのか私も想像が付きませんけれども、ただ、これはルールとして、法的にどうなるのかということが必要になるわけであります。その意味で申しますと、清算事業団がなくなるということになりますと、民間になった会社からお金を取るわけにまいりませんから、法的に、という問題になる。そうなりますと、この清算事業団の債務等の処理

に關する法律案附則第二条というところがめどになる。これでやはり担保されるのだろうというふうに私は理解をいたしておりますが、そのように解釈してよろしいでしょうか。

○川崎國務大臣 今お尋ねいただいたのは、J R 発足時の職員不採用問題でございます。

お話のとおり、伊藤委員が中心になりながら、自民党、社民党、さきがけ、裁判の結果を受けながら、何とか政治的な決着ができないだろうか、そういうような形で御努力をいただいております。

す。私も運輸省といたしましても、できるだけのことを見守りながら、もしできることがあればなしたい、こう考えております。

今、長期債務処理法案の附則第二条第一項でございませけれども、政府が承継する債務以外の国鉄清算事業団の一切の権利及び義務は、同事業団の解散のときにおいて鉄道建設公団が承継すると

いうことでありますので、もしJR方ではなくて、仮に国鉄清算事業団にというようなお考えになれば、鉄建公団がそのすべてを扱うことになることについては間違いがございません。

○伊藤茂委員 終わります。ありがとうございます。

○大原委員長 鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 私、前回に引き続きまして、国有林野改革法案に絞って、農水大臣を中心に御質問申し上げたいと思います。農水大臣、御苦労さ

でございます。参議院とかけ持ちということ、よろしいでしょうか。

今回は、法案の条文に即して質問をいたしたいと思っております。

まず、特別措置法の第五条関係、公益的機能についての関係であります。

大臣の率直な感想でよろしいのですけれども、昨年末の京都国際会議におきまして、森林の持つ地球温暖化防止に果たす役割について国際会議があったわけでありまして、この地球温暖化防止についての森林の役割について、大臣の率直なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○山本(憲)政府委員 森林はさまざまな公益的機能を持つておることは先生も御案内のとおりでございます。災害防止、国土保全、水源涵養、貴重な動植物の生息の場等々、また最近では、先生御指摘のように、地球温暖化防止のための炭酸ガスの吸収の施設としても大森森林の役割がクローズアップされているわけでございまして、こういったさまざまな公益的機能を発揮していると考えております。

五条で国土保全というのを例示として出させていただいておりますのは、今申し上げましたようなさまざまな公益的な役割がございまして、法律に規定する文言は可能な限り簡潔にすべきであるという法技術上の要請から例示を一つにとどめたにすぎないものでございまして、かつ、最近温暖化防止で、今申し上げましたように、炭酸ガス吸収機能がクローズアップされたように、また時代によつてさまざまな重要な公益的機能が評価されるようになっておりまして、機能の例示を幾つか並べるといことは、むしろ機能の範囲が限定されて解釈されるというふうなおそれもございまして、アンケート調査等によりまして、七割の国民が評価されておる国土保全というのを代表的な例として法案に挙げていただいているところでございます。

○鉢呂委員 委員長、答弁者には質問に対する適切な答弁をしていただくように注意を喚起して

いただきたいと思います。

私は、そういう御答弁を全然求めていないわけでありまして、大臣に率直に、地球温暖化防止に対する森林の役割について聞かせていただきたいと言っているわけでありまして、条文の「その他」についてどうかというところは言っています。

○中川国務大臣 率直な意見をという鉢呂先生の御質問でございますから、今長官から申し上げたような地球温暖化、広い意味の地球環境を守る、あるいは我が国の国土を守るという意味で、森林の果たす役割というのはもとより大きかったわけでありまして、これに世界的な公式の評価を与えたという意味で、温暖化防止条約とか、最近、特にいろいろな国際会議等でも確認されているところでもあります。

特に、我が国は、御承知のとおり非常に細長い急峻な地形の国土であります。しかも、雨が非常に多いという国土条件であります。今回、大変な豪雨災害がありまして、大変な被害が出ましたけれども、仮に日本の山が丸裸だったならばと思うと、その被害は想像を絶するものがあつたであろう。災害が出て被災された方にはちよつと失礼な言い方かもしれませんが、森林があつたからこそ、ぎりぎりまで森林としての機能である豪雨を、ある意味では、あれだけの被害ではありますけれども、少ないところでとめたのではないかなとすら思うところもあるわけでございます。

そういう大切な山であり、また日本は木の文化と言われているような国でありますから、森林あるいは山、木の重要性というものを、我々が認識するだけではなくて、我々の次の世代の国民たちにもその価値観、大切さというものを共有してもらいたいという気持ちも私は持つておるわけでございまして。そういう意味では、日ごろからの家庭あるいは学校、社会での子供たちに対する教育も含めて、森林の多面的な機能、公益的な機能、あるいは世界の環境保全のために果たす機能というもの、我々日本人として、特に世界の中でその意識を強く持ち、その意識の世界的な先導役にな

つていきたいなというような位置づけで、我々もこれからの森林行政に取り組んでいきたいというふうに思つておるところでございます。

○鉢呂委員 今大臣が御答弁されたとおりであります。特に、ことしもこういう台風ラッシュ、災害の連続的な被害、午前中も農林水産委員会がございまして、出てきたわけでありまして、まづもつて二十一世紀に地球が本当の意味で自然のメカニズムをどう取り戻すか。そういう視点で、一つは、地球が温暖化することによって海水が上がりつつあるということが出てくる、もう一つは、本当に気象の異常が普通のような形になっておりまして、雨量や記録するなんというところは信じられないわけでありまして。そういう意味で、森林が地球の温暖化を含めて果たすさまざまな役割があるのではないかと、これを国際的に認知し合つて、具体的にそれを始めていくことになったのだらうと思つております。

同時に、午前中の委員会でも、今大臣言われたように、森林がなくなつたら大変なことになつたであろう、もちろん一キロを超えるものであるから限界もあつたであろう。同時に言われたことは、私も、我が党でも調査に行つておりますけれども、流水が河川をせき合つて、この被害が極めて大きい。きょうの午前中も、何か根なしの木になつて、そのことが、河川に入つて被害を大きくしたのでないかという、逆の意味の、いわゆるきちつとした植林をした中で、保育管理をして、間引きをして、正常な木に育つていないのではなからうかという厳しい御指摘もあつたところであります。そういう点では、森林あるいは林業というのを今後どうするかというのは極めて大きな課題だといふふうに思つております。

そういう中で、例えば、地球温暖化防止のためには何をなすべきか。CO₂等々の吸収を森林が果たすということで、そのためには植林、再植林というものをすべしということがこれから義務づけられる、そういうことになるだろう。一九九〇

年を基準として二〇〇八年から二二年、毎年、九〇年に比べて〇・三％のCO₂等の吸収を森林が果たすべきである、このように言われておるわけでありまして、私も、私どもの統計では、例えば、森林全体、これは国有林も含めてありますけれども、一九九〇年に二千五百二十一万二千ヘクタール、これが、九五年のデータしか今ないので、すけれども、二千五百十四万六千というところで、実数にしまして六万六千ヘクタール、実は森林の面積が減つてきております。同じように国有林野も一万七千ヘクタールほど減つてきておる。それに対して植林、再植林というのはどの程度なされたのか。これはちよつと古い資料もありまして、例えば昭和五十二年、今から二十年前ですけれども、国有林野は四万五千ヘクタールの植林をしておりまして、それが平成二年、一九九〇年には一万七百ヘクタール、そして平成八年には三千三百ヘクタール、これはもう極端に減つてきております。

林野庁の事務当局に聞けばまたいろいろな理由を付されるのかもわかりませんが、林野自体の面積の減、それから植林、再植林が極めて減つてきておる。これは国有林も同じようなことです。昭和五十三年に十四万五千ヘクタール、平成八年に三万七千ヘクタールしか植林をされておらないということ、今日の課題として、前回も質問いたしましたけれども、林野の土地売りをそんなに、三千六百億も二十五年間でやるといふことが地球温暖化防止の観点からいって果たして可能になつてくるのか、あるいはまた、逆に、植林、再植林という観点で極めて重要な事業ということが出てくるのではないかと、いふふうに思つておるわけでありますけれども、大臣の率直な御感想をまたお聞きたいと思ひます。

○山本(憲)政府委員 事実関係について御説明させていただきます。

先生御指摘のとおり、造林面積は減少しておりますけれども、この理由は、材価の低迷等に基づく伐採量の減少、特に国有林については、三十年

生前後が多くて伐採適期にまだ至っていないこと、それから、公益的機能を重視するために国有林、民有林を通じて長伐期施業、複層林施業を指導し、奨励、推進していること等の理由がございしますが、私も、できるだけ、こういった中で、炭酸ガスの吸収機能が高まるような森林を健全にすくすく育てるような森林の育成に努力しており、先生先ほど御指摘のような炭酸ガスの吸収機能が十分発揮できるような国有林、民有林として育ててまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 どういう事実関係がよくわからなかったのですけれども、私の言った面積は正しいと思っております。

そこで大臣、法文上は、条文上は「国土の保全その他」ということで公益的機能をうたつておるわけでありまして、聞くところによりますと、ほかの省庁との協議が必要であるということと、「その他」というくり方をせざるを得なかったというのが実態だということに聞いておりますけれども、やはり今言ったような形で、国土の保全以外にも、極めて森林の役割は多面的にあるということと、具体的に、水資源の涵養等と、自然環境の保全等と、国民の保健休養、それから地球温暖化防止に対する寄与ということとを明記して、もちろん「その他」というものをその以降につけ加えることは一向に構いませんけれども、私も、今日の時点に立てば、国有林並びに森林の役割をきちんと具体的に例示することが、先ほど大臣が言われた国民の理解を求めることにもなる、私はそういうふうに考えます。

同時に、平成十一年、来年度の予算の概算要求を見ても、皆さん農水省自身が、この地球温暖化防止に寄与する森林、国有林の役割について、極めて具体的にそれを目玉にして概算要求をしておるわけでありまして、私はそういった意味からいっても、法律的にきちんと整備をしておく、このことは極めて大事だということに考えます。したがって、私も、これは基本になるところでありまして、ぜひ、林野庁、農林水産省を応援

するつもりで、この条文については加入をすべきであるというふうに考えますし、大臣のこの点についての御答弁をお願いしたいと思っております。

○中川国務大臣 今先生御指摘の、例えばと言わせていただきますけれども、水源涵養とか自然環境の保全及び形成、公衆の保健、地球温暖化の防止等への寄与その他というようなことも当然、私も先生も一致する林野の公益的機能であらうというふうに思っております。

そしてまた、それだけではなく、先ほど私からも、教育的な面とか日本の文化にかかわる部分とか、いろいろな面もございしますので、そういう意味で、いわゆる、文字どおり多面的な、公益的な機能が一つ二つではなくて、もう挙げれば切りがないぐらいにいろいろな機能があるということと、ございまして、率直に申し上げますならば、一々ごもつともであるだけに、例示をしていけば切りがないぐらいに多面的機能があるということと、あえて多面的機能、公益的機能ということと、それをもつて全体のいろいろなものを、それぞれの方々がそれぞれの気持ちあるいは思いを込めて、山を愛し、木を育て、そして国土を守っていく、その象徴、統合的なイメージとして、法文上はこういうふうにかかせていただいたという気持ちでございまして、先生のお気持ちは十分わかるわけでございしますけれども、例示としては、挙げていけば切りがないほど森林の果たす公益的役割は数多いという意味でひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○鉢呂委員 例示として一つにとどめるわけにいかないということなんですけれども、今回初めて、公益的機能を国有林野の木材生産にかかわる重点とされたわけでありまして、まさにそういう意味では転換をした。これは国有林野にとどまらないというふうに、林政審の答申でもそのようにうたつておるわけでありまして、これは「その他」ということであれば、その「その他」を明確に、このよう国会答弁ということではなくて、法律条文上も明瞭にすることが、私は今後の国、政府の施策

に大変大きな役割を果たすというふうに考えます。

その証拠に、私は党の建設部会長もやっておりますけれども、建設省でも都市林というのを今回大きな目玉として、これも地球温暖化防止という視点で取り上げております。私は、政府というものが一つであれば、もつとその辺は調整をしながら、建設部会でも、皆さんは都市林を取り上げるのはいいけれども、あるいは防災という、今後災害を未然に防ぐための手だてをつくるというのはいいいけれども、上流、中流、下流という一体的なものとして省庁の枠を超えて取り組まなければ、ただ部分的な取り組みでは災害というものを本当に未然に防ぐということにならないのではないかと、いうことを強く言っておるわけでありまして、そういう意味でも、私は条文に書き込むことが極めて大切であるということと申し上げておきたいというふうに考えます。

それから同時に、皆さんは、公益的機能に重点を移して、その証拠として水土保全というように形で国有林野を編成がえをしたというふうに言っておるわけでありまして、

そこで、一つ問題点は、現状の平成十年度を見ましても、これは計画でありますけれども、全体五百九十九万一千立米を木材生産することになっておりますけれども、その五五％はいわゆる公益的機能に重点を移したという水土保全を伐採して生産する、二百八十八万立米はそこから生産することになっております。私は、言葉だけが先行して、本間に水土保全、いわゆる木材生産循環林を二一％に限定すると言いつながら、私どもの実際の調査でも、ここはどういう地域なんだと言つたら、これは保安林です、保安林というのは切らないのかいと言つたら、いや、切るんですと、立派な木が生えているんです。したがって、本間に水土保全林を、長伐期施業とか複層林施業という言葉は出ておりますけれども、本間にそれが名実とも木材生産というところから環境、公益的機能に移転する、重点を移すのかということと明瞭な形で示

していただきたい。それが一点であります。

同時に、栃木県のヒアリングでもわかったんですけれども、公益性を重視して複層林施業とかあるいは択伐をしていくということになりますと、コストは一斉に伐採するよりも三割以上もかかるということとを現実と言つておりました。また、必ずしもこれらの施業が、マスターしてこの方向に行ける――まだ試験的なものであるというように言い方でありまして、果たして三割もコストがかかる問題について、将来、この一兆円をこういう方式の中から返済していくという形でありまして、けれども、本間にそれができるのかなというふうに疑問視をせざるを得ないわけでありまして、そういう点についても、今すぐ全部がきちつとできるようなにはならぬと思っておりますけれども、早急に公益的機能に基づく木材生産について明瞭にしていたいただきたいものだというふうに考えます。

〔委員長退席、牧野委員長代理着席〕

○中川国務大臣 具体的には、先ほどの五百五十万立米、二百八十八万立米の数字については後ほど長官の方から答えさせていただきますけれども、保安林だから切らないということではないわけでございます。保安林であるからこそ、山としての機能を果たし得るために保安林地区として指定をして、その中で伐採に達した木については、公益的機能を持つ林野だからといって切らない、売らないということではなくて、それについては、もう伐採に達した、それを切っても保安林としての機能を損なうことはないということであれば、それは切ることも当然あるわけでございします。

また、複層林あるいは長伐期施業がコストが三割かかる。かかるかどうかについても後ほど林野の方から答えさせていただきますが、私も多分コストは若干高くなるんだらうと思っております。しかし、複層林施業の目的というのは、切った後に引き続き、山を一たん丸坊主にするのではなくてとかいろいろな形で、文字どおり複層的に、山を一部切りながら回転的に山を維持していくというようなメリットもあるわけでございますし、また、長伐期で切れ

ばコストは若干かかるかもしれませんが、
その分、材としてはよりいい価格で売れるという
こともございます。

いずれにいたしましても、年度の五十年計画のために何が何でも安いものをやろうということではなくて、公益的機能あるいはまたいろいろなコスト計算も一方ではしながら、その両方相まちまちなしての年度の計画、法案提出でございますので、その辺の御趣旨も御理解をいただきながら、先牛の御指導もいろいろいただいて審議を進めていきたいというふうに思っております。

長官から具体的なことは答えさせます。

○鉢呂委員 いや、よろしいです。時間がありませんから。

委員長がかわりましたので、この前の問題についてはまた後ほどにしたいと思っておりますけれども、順番を変えまして、第七条の民間事業者への業務の委託について御質問をいたします。

条文上は、「集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託をするということになっております。そこで本年度の林業白書においても、地域の実情等を踏まえながら、民間委託になじまないものについては国で実施をするというなお書きがございます。あるいはまた、ことしの二月十二日の当時の与党の国有林野事業の改革に関する合意の二番目に、現場業務については、地域の実情等を踏まえて、民間委託になじまないものについては国で実施するなど適切に対処するというふうに、柔軟な書きぶりが目立つわけでありますけれども、この条文との関係でどのように大臣はお考えか、白書と与党合意についてお聞かせを願いたいと思ひます。

○中川閣務大臣　白書の文章は、御承知だと思ひますけれども、「國の業務は保全管理、森林計画、治山等の業務に限定し、伐採、造林等の事業の實施行為は、全面的に民間事業者に委託を行う方針の下で民間委託を推進する必要がある。なお」というふうになつておるわけでございまして、こゝ

の「なお、」が、地域の実情を踏まえて、民間委託になじまないものについては国であるということをごさいます。

したがしまして、我々、提出して御審議いただく
 いている法案におきまして、国有林の現業部門
 は基本的に民間に委託をする、特に伐採、造林、
 林道の開設等については、従来からも民間主体で
 はございましたけれども、これからはこの三事業
 につきましては民間に一〇〇%委託をするという方
 針でございます。そして、委託される側の民間
 の方も、委託にたえ得るような林業事業体として
 強化育成を図っていくことも一方では重要なこと
 だろうと思っております。しかし、これ以外の、
 現場業務になじまないものにつきましては、地域
 の実情等を踏まえつつ、民間委託になじまないもの
 のについては国で実施することもあり得るという
 ことで、その辺は適切に対処してまいりたいと考
 えております。

○鉢呂委員 確認をしておきますけれども、これ以外のものというのは具体的にどういう事業のことを言っておるのでしょうか。

○山本(徹)政府委員 例えは森林の見回り、こういったことは国が実施いたしますが、その際に、委託する規模に至らないような、例えば非常に小規模な森林のたまたま崩落があったとか林道が一部破壊されていた、あるいは育成途上の樹木が何らかの理由で枯れ、枯死していたというような場合に、それを補植したりあるいは整備するというような事業は委託するまでもなく国が直接に実施する。委託する程度の規模に至らないような事業がこういったものに該当するかと思います。

○**鉢呂委員** 全国の民間事業体の実態は、極めて零細な規模でありまして、例えば一事業体当たりでの就業者数は三・八人。あるいは、素材生産量二千立米というのは極めて小さい方なんですけれども、これが全体の事業者数の七〇％を占めているということ、また、林業就業者の動向を見ますと平成七年ですけれども、昭和六十年当時に十四万五人いた就業者数が九万人に減少しておりますけれども、

ども、六十歳以上が三〇%、あるいは五十歳以上を見ますと六九%。七割が五十歳以上で、まさに他産業に比べますと極めて高齢化、小規模あるい

は零細性が非常に高いということであります。
大臣も御案内のとおり、日本は非常に生産性が低く、これは非常に狭隘な、傾斜の厳しいところで仕事をするということで、日本独自の林業機械の開発をしておるわけであります。したがって、それを民有林も含めて日本に普及するという役割も、林野庁は極めて大きいものがあるというふう
に言われています。

そういう中で、あるいはまた社会・労働保険の加入も極めて低い、雇用関係も零細だということとで、この与党合意なり林業白書にも書いてありますけれども、今長官が言われたそういう小さな仕事はできるのであります、きちっと讀け負いますには、五年という猶予期間はありますけれども、むしろ地域によつては、労働力確保あるいは

事業体の資本装備も含めて、現状でなかなか難しい地域もある。こういう点については、法律条文はすべてをという形で、あるいはこの林業白書なりと与党協議は弾力化をするという書きぶりになっておるわけでありますけれども、大臣、この点を十分踏まえて、実際の事業実施あるいは委託をやっているいただきたい。この点についての御答弁をお願いいたします。

○中川国務大臣　先ほども申し上げましたように、既に伐採約七割、造林約六割がもう民間委託になっておるわけでございますが、今回、三兆八千億の長期債務を分けて、国有林として五十年かかっているこれを、一般会計からの繰り入れもいたしながらやつていこうというわけですから、相当な努力というものが林野庁を初め必要になってくる

わけてございます。
しかし、我々といたしましては、先ほども申し上げましたように、この民間委託する事業につきましても、今、ただぼんと全部投げるということではなくて、その受け皿となる林業事業体の育成強化というものとセットで、山の中の作業を促

間の仕事としてやっていただくということを基本としてゐるわけでありませう。

入等も大いに必要だと思ひますし、特に日本の場合には、欧米の林業機械、優秀なものがあるのでしようけれども、とにかく日本の林地というのは急傾斜で、比較的密集して狭くてというような感じでございまして、日本に合う林業機械を一層導入すること等とも相まちながら、基本的には伐採、造林、林道については全面的な民間委託、それ以外のものでは状況に応じては、直用といいま

ようが、国で作業をやっていくということの役割分担を基本として進めさせていたのだと考えております。

○鉢呂委員　大原委員長が来ませんが、前回私、質問をいたしました——来ますかね。それでは、もうすぐ来るということで、別の質問をさせていただきます。

今回の法案では、借入金の発生について……

それで、大原委員長が着席をされましたので、前回私が指摘をしました宮林署の統廃合について、参議院選挙直後の、この法案が一切審議をされておらない段階で、林野庁が決定という形で、箇所、区域等の決定をされたわけであります。私どもは、国会の審議を軽視するものであるというように、視点から、ここで若干の時間論議をして、委員長にも理事会等で協議をしていただきたいというふうにもお願いをし、委員長もそのことをわかりましたということになっておりまして、その後の状況について、委員長の方からまずお伝えを願いたいと思います。

○大原委員長 私から御説明をいたします。

鉾呂議員から、特に林野の決定が唐突であつたという御意見がございました。きょう理事会でこの諮りをいたしましたして、林野庁長官からいろいろ答弁がありました。

本件については、理事会のお互いの共同の意思として、どうか質問においてその点をひとつ御議

論をいたして林野庁の意見を確かめていた
たい、こういうことになりましたので、唐突であ
ったことについては私もお認めをし、そうして質
問の中で林野庁の意見を確かめていただく、こ
ういうことになりましたので、どうかひとつ先生
から御自由に、もう一回この件について御議論を
いただきたい、かように思います。

○鉢呂委員 ありがとうございます。

委員長におかれましては、私の北海道からも、
町長さん初め議会の議長さん、あるいは林業の森
林組合の組合長さん等から、実情も委員長さんに
御要請を申し上げた経緯もございます。そういう
ことで、中川農林水産大臣、この件についてもう
一度、大臣としての見解をお伺いしたいと思
います。

○中川国務大臣 理事会における林野庁長官説明
要旨を踏まえた上で改めて答弁をさせていただきます。
今回の五十年ぶりの国有林といまいますと
か林野行政の大改革、しかも、三兆八千億円とい
う長期債務を抱えて、正直言ってにっちもさっち
もいかないという、過去四回のいろいろな努力が
実現できなかった中で、もうこれで最後、最終最
後の抜本的な改正をしないと、この後孫子の代に
無用な、無用なといましようか、ただただ借金
だけを残し、場合によっては山が荒れていくとい
うようなことになっては大変だということで、今
回抜本改革法案を提出させていただいたところで
ございます。

それで、幾つかあるわけでございますけれども、
も、今鉢呂先生からの御質問は、この森林管理署
あるいは森林管理局、特に森林管理署が、七月十
三日という我々にとりまして大変慌ただしい時期
に林野庁において発表されたことについて、前回
も先生から御質問、御指摘があったところであり
ますが、全国二百二十九ある現時点の営林署、私
のところもそうでありまして、同じ北海道の鉢呂
先生のところもそうだろうと思われ、全国的に
林署を残してもらいたいという要望に尽きたと思

います。要らないよというふうな町は、私は多分
なかったであろうというふうに思います。それぐ
らいに山と町と営林署というものの結びつきが深
いということを変更して我々も実感するわけであり
ます。

しかし、一方では、そういう抜本的な改革を伴
うということでもございまして、そういう中で、こ
の法案で御審議いただいております国有林野に関
する特例法案、その中で、営林局を森林管理局
にする、営林署を森林管理署にするという法律改
正、あるいはまた、これは予算措置でございま
すけれども、全国二百二十九を全体的な林野行政の
もとで九十八の森林管理署にする、そして、それ
を具体的にどういうふうにしていくかということ
は、省令マターでございまして、したがって、し
たがって、七月十三日に発表された九十八の森林管理署
は、あくまでもこれは林野庁内部としての決定事
項であって、対外的には、現時点におきましても
何ら効力を持つものではないと思っております。

しかし、この法律を御審議いただき、成立をさ
せていただきますならば、先ほど申し上げまし
た森林管理署あるいは森林管理局という名称の変
更が法律によって決定され、そして、予算との絡
みもございまして、全国の森林を見据えて
ざりざりどこに存在させるのが必要かということ
で森林管理署というものを設置していく、それが
結果的に九十八ということになって、私のところ
にどこに、鉢呂先生のところどこにということ
形で九十八が発表されたわけであります。

法律が成立をいたしましたならば、それに基づきま
して、農林水産省令に基づきまして、九十八の、
七月十三日に内定させていただいたものを正式の
省令として国会あるいは国民に対して発表するこ
とによりまして、先ほど申し上げたように、な
るるところあるいは変更になるところ、私のところ
もそうでありまして、大変つらいものがある
とは思いますが、抜本的改革の中で
の、全体的な見直しの中での林野庁の内部作業に
基づく決定を最終的に法律、そして省令に基づい

て来年一月一日から決定をさせていただきたい
いうことで、この法案の審議を通じて、この森林
管理署の再編についてもぜひとも御理解をいた
だきたいと思っております。

○大原委員長 ちよつと鉢呂議員、よろしいです
か。

私から農林水産省に申し上げますけれども、ど
うかひとつ、鉢呂議員の御意見にもありましたよ
うに、市町村に対する説明を十分お願いをした
い、こういうふうに考えますので、よろしく御
意見をいただきたいと思います。

○中川国務大臣 大事なことを言い落としまし
た。

今、委員長として鉢呂先生からも御指摘があ
つたと思いますが、これについてはいまだにこの委
員会でも御質問いただいているところでありま
すから、これからは今以上に関連市町村に対
して林野庁、農林水産省を挙げて御理解をいた
すべく最善の努力を尽くさせていただきますと思
います。

○鉢呂委員 委員長からの御指摘もいただきま
して、ありがとうございます。
私も、大臣が言われるように、なくなつてよい
という、その当該する営林署が存在する地方自治
体の首長さんはいないと思っております。

ただ、今回いろいろ聞きますと、もちろんそれ
なりの営林署の役割等について林野庁の出入が聞
き取りを全くしなかったというところではありま
せん。しかし、それが極めて不十分か、その当該す
る首長さんあるいは国有林野の関係者、さまざま
いらつしやるわけでありますけれども、まさに林
野庁が国民のための国有林、国民による国有林と
いうことを大きな文句にして今後の国有林
野行政を進めていくという視点に立てば、極めて
かわり方が弱かったのではないかと。

首長さん方も、行政改革についての趣旨は理解
できるといふに言っているけれども、首長さん
もいます。ただ、住民の皆さんや関係者の皆さん

に全く説明できない。私どもも、調査をした段階
で、ある現場に行きましたら、どういう組織再編
が検討されているのか、現場の署長にはどうい
う形になるのかわからない、しつかり管理しなけ
ばと思うが十分な管理ができる要員・組織にして
ほしいと。これは大げさに大きな声では言いま
せん。しかし、我々が調査に行った段階でありま
すけれども、ある署長さんでも、今四十余名の署
員が三分の一で、例えば十五名で業務を、二カ所
が一森林管理署になるわけですから、業務を
やるかといえどもどうかという感じを持つとい
う率直なお話をしておるわけであります。

そういう点で、今委員長も言われましたよう
に、まず第一に、住民の皆さんや当該する関係者
の皆さんに徹底して説明をして、あるいはその流
域単位で説明していただいてもいいと思ひます。
そういうものがなければ、やはり、今後山はな
なるわけではなくてまさにそこに存在をして、い
ろいろな形で国民の皆さんが主體的にむしり取
組んでほしいというぐらゐの、今後の林野行政を
考えていくわけですから、そこをどうの、行き
違ひといひますか、意思疎通をちゃんと図ること
が私は極めて大事だといふふうに思ひますから、
どこに言つたつて賛成できる人はいないから泥を
かぶつたんだ、林野庁はといふような考えでなく
て、率直なところの対応をしていただくことが大
事ではないだろうかといふふうに思ひます。

そこで、中身を見ましても、例えば北海道では
一森林管理署は十四万ヘクタール、これは平均で
ありますから、一番多いのは中川農林水産大臣の
帯広が一番多いように私は受け取れますけれど
も、二十万を超える、一森林管理署、しかし、平
均では十四万ヘクタールになります。道外を一
くりにしますと、平均して五万ヘクタールです。
私の計算でありますけれども、小さいところは、
森林管理事務所という言い方ですけれども、局直
轄の事務所、四千ヘクタールを持つ。先ほど府県
が五万と言いましたけれども、北海道が一番小

いのは六万三千ヘクタールであります。六万三千ヘクタール以下の所管の営林署は道外のところでは何カ所あるかというところ、五十一カ所、七十七森林管理署のうちその過半が、北海道の一番小さいところよりもさらに小さいというのが五十一森林管理署もあるわけでありまして。

これほど、ある人に聞けば、いや、北海道は大規模開放林業だ、府県は農業でいえば手のかかるという言い方をしますけれども、このほかに民有林あるいは市町村の行政も含めて流域単位で考えるということからすれば、四千ヘクタールですとか、あるいは森林管理署だけ見ても、大分西部の一万四千ヘクタール、佐賀の一万五千、徳島の一六千、伊豆森林管理署の一万六千というように、その差がもう十倍以上の極めて大きな差がある森林管理署になるわけでありまして、そういう点からも、小さいところがだめだと言っているわけではありませんけれども、九十八、十四というものが先にある、それにいろいろはめ込んだのが実態でないだろうか。

こういう民主主義の時代ですから、いろいろ皆さんの、直轄の森林管理事務所というものを一つ一つ分けて、九十八、十四を別の方に割り振りをしたとかいう御苦労は聞いております。しかし、やはりもう少し、国有林野だけでなくて民有林も含めて、今後の森林についての指導的な役割を森林管理署が果たしていくという基本からいっても、そこはもう少し、一つ例を挙げても、この面積においてもこれだけ違いがあるわけでありまして、十分検討をしていただきたい。このことについて御答弁は要りませんけれども、この面積が差があるから正當なんだというところの理由が聞かれませんけれども、もう少しその辺の対応ができるのではないかと。

その証拠に、その証拠と言つてはおかしいのですけれども、森林管理局の統廃合問題で与党の合意をしておる中で、これは本年の三月三十日に与党合意の中で、平成十六年四月以降について、地域の実情等を十分踏まえ、その機能の維持について

て最大限の措置をするものとするということで、この最大限の措置ということとは柔軟な対応をするというような与党合意がございます。あるいは、平成十年二月十二日の国有林野事業の改革に関する合意の中の三番目に、組織機構については、地域の実情、管理の実態等を踏まえ、適切に対応をするという言い方で、集中改革期間後も、十六年以降も、若干のそれなりの弾力的な対応について、与党がそういう考えで臨もうというふうな合意をしておるのでありますけれども、その点は、政府として、農林水産大臣としてどのように受けとめておりますか。

○山本(徹)政府委員 御指摘の合意等、これは、地域の実情あるいは森林管理の実態等を踏まえて組織の再編を行うようにという考え方であると私も理解いたしております。こういった考え方に基づいて、森林管理局の設置また森林管理署の配置を検討させていただいたわけでございます。私も、このたびそういった考え方、管理局及び七月十三日には森林管理署の考え方を公表させていただきましては、これについて、できるだけ早く国民の皆様方また当委員会での御審議の便に供するために具体的な考え方を示させていただき、私どもの考え方を御説明し、また御理解していただくという趣旨に基づくものでございます。

先ほど北海道と内地の関係等ございましたけれども、例えば具体的に申し上げますと、これまで同じような傾向がございました。北海道の森林については、天然林のウェイトが大きい、あるいは概して北海道の国有林がなだらかな地形で一団地当たり短い、そういったような傾向がございました。これまでもの管理の実態等を踏まえて、今回の案を取りまとめさせていただいた次第でございます。

○鉢呂委員 長官は今過去形でしゃべっておりますけれども、平成十六年四月以降について最大限の措置をするものとする、まさに将来にわたっても

最大限の措置をするというふうな与党合意はなっておりますから、十分検討をさせていただきたいものだなというふうな考えをしております。時間があるまいから、次に移りますけれども、要員問題でございます。

これは法律事項ではございませんけれども、今年度の予算の概算要求時点で、職員の体制については、平成八年度末一万五千人を十五年度末三分の一程度にしていこうというところでありますけれども、具体的に三分の一程度という言い方で今後の業務がやってくるのか。現地に赴きますと、責任ある方が、果たしてこれでいいのか。前回はもう申し上げましたけれども、行政改革は私も進めていかなければならぬと思っておりますが、この累積債務処理とかかわり余りにも唐突に、業務についてどの程度必要かということから、その積算根拠を明らかにせずして三分の一程度というふうになつてきておるわけでありまして、これも、具体的に今後どの程度のものとしていくのか、その積算根拠の大まかなものを含めて御答弁願いたいと思っております。

○山本(徹)政府委員 これからの要員規模につきましては、先生御指摘のとおり、平成八年度末の要員一万五千人のおおむね三分の一程度を基本として、森林管理の現場の実情、雇用身分の問題等を考慮しつつ検討してまいります。この具体的な考え方としては、まず、森林の保全管理、それから森林調査、森林計画のための要員はおおむね現状程度として算定いたしますとともに、民間に委託した森林整備の指導監督等のための要員は、事業量の見通し等を勘案して算定させていただきますことになっております。

次に、総務、経理、厚生等の間接的な業務、いわゆる間接要員につきましては、現状における全体の要員に占める間接要員の比率をもとに算定する等により試算しているところでございます。この結果を踏まえて、一万五千人のおおむね三分の一程度を基本に、森林管理の現場の実情を考慮しつつ検討を進めているところでございまして

て、御案内のとおり、事業実施の形態を民間委託を基本とするということでも大きく変えてまいりますので、こういった要員の縮減で十分適切な国有林野の管理運営は行えると考えております。

○鉢呂委員 一番問題でありますのは、森林事務所といえますか出先の、今長官が言われました公益林を管理する職員、これは事務所自体は全国千二百五十六カ所現状あるのですけれども、現状でも、併任をしておるか、一千二百五十六人はいないのであります。そのところが業務推進上、単独で、一人配置でいくというように形で聞いておりますけれども、極めて業務推進上支障があるのではないかと、現地調査へ行つても、かなりそのことを言われるわけでありまして。

北海道では、大臣も御承知のとおり、今も盗伐をしたとか境界線の問題で、先般も新聞に、国有林野を盗伐した事業体が起訴されるとか、そういう問題が起きていまして、国民の大切な財産である国有林野の管理について適切な面を欠いてはならぬと私は思いますけれども、この点について、果たして現状、今長官が言われた形ではやっていけないのではないかと。昨年、三分の一程度という形で決まったようでありまして、その後の動きは、与党あるいは政府の間でも、これはこういう形ではなかなかできないぞというふうになつてきたと聞いておりますけれども、基本的にどういう考え方であるのか。職員数の適正化に関する事項というのは、この法案がいつできるかはわかりませんが、十月一日施行ということであれば、その時点で閣議決定をしなければならぬ問題である、そういう点で閣議決定に迫っておるだけに、大臣の基本的な考えを聞かせていただきたいと思います。

○中川国務大臣 まず、先ほどから申し上げておりますように、五十年ぶりの大改革を、三兆八千億円をああい形にして、五十年計画で一兆円を何とか自己責任でなくしていくというところでありますから、相当の努力が必要になってくるわけでありまして。二割の伐採を主な目的とした国有

で、御案内のとおり、事業実施の形態を民間委託を基本とするということでも大きく変えてまいりますので、こういった要員の縮減で十分適切な国有林野の管理運営は行えると考えております。

林、そして八割は公益林として先ほどの国土保全のための山として残す、そして現業部門といいたしうか、それはさききの三部門については少なくとも一〇〇%民間に委託するというようなことで、ぎりぎりやってみていくと大体どのぐらにかかるのか、今長官からお話があったとおりであります。それが、平成八年の一万五千人のおおむね三分の一度を基本としてという、かなりいろいろな形容詞がついた表現になっております。

つまり、一方では実態としてこれを行っていつて、本来のやるべき仕事、新しい仕事をやっていく、そして、それがこの計画でうまくいかないうということも当然考えられないわけではないわけでありまして、そこで、今回の法案におきましても、例えば事業の実施や将来、要員を含む管理経営に關する基本計画を五年ごとに定めるとか、その実施状況を毎年公表するという、国民あるいは国会に対して御報告をするということになっておるわけでございます。

それから、もう一方の基本的な考えは、これは三党合意でも確認されているところでありまして、いわゆる本人の意に反して職を失わせることはしない。いわゆる労使間でこれからは絶えず協議、そして意思疎通をしながら、お互いに厳しい状況ではありますけれども、山を守り、そしてまたお互いの立場で協力をしながら、この抜本的な改革を何としても成功させていかなければいけないという、労働使も腹を割って話し合つて、お互いにいい方向に行くように努力をしようという、これがもう一方の柱でございます。これからスタートするわけでありまして、今申し上げたようなことがうまくスタートをしていって国有林の抜本改革に資するように、何としても一日も早くこの法案を成立させていただきたいと思ひます。

○林業委員 もう一点、個別のことでありましてけれども、国有林野事業を企業的に運営することとありますと、国营企業労働関係法が今現在も適用されております。しかし、造林、伐採等の

肉体的な労働というものがなくなるといふことになりまして、この適用、四要件の一つが崩れるわけでありまして、したがって、国营企業労働関係法の適用からの除外というのはいつからなされるのか。

また、給与法適用の一般公務員としての位置づけというものを明確にすべきであるというふうな考えもあつたと思いますが、この点について、簡単にお答えしたいと思います。

○山本(徳)政府委員 国労法の関係でございますけれども、私どもは、今回の改革案におきましても、今後とも木材を生産し、必要な造林等の投資も行つていく事業運営を継続いたします。また、五十年間に生ずる剰余金で一兆円の債務を円滑に処理する必要があるために、特別会計において企業的に国有林を運営してまいります。さらに、本人の意に反して退職はさせないという考え方に立つておりますので、定員外の職員の方も、少なくとも当分の間は残ることになります。

こういったことを勘案いたしますと、国労法の適用は当面は可能であると考へております。また中長期的な問題については、労働省その他関係方面と慎重に検討してまいりたいと考へております。

○林業委員 時間が来ましたが、私も、私ども、例えば一兆円の特別会計に置いた累積債務についての処理の問題、必ずしも確実に五十年かけて返済できないのではないかと、この累積債務処理の状況を見直しをすべきところは見直しをして、必要な措置をとるべきであるという法律としての修正をぜひお願いしたい、先ほど言いました地球温暖化防止に対する寄与、あるいは公益的な機能の役割という点について、必ずしも森林法、別に今森林法が審議をされておるわけでありまして、けれども、その中にも明確でございせん。あるいは、そのほかの林業基本法においても、旧来と同じ手法で国有林野を見ておるといふところが見えまうから、地球温暖化防止に対するものも含めて、必

要な措置は法律改正という形ですべきである。そのことを附帯事項できつと法律の体裁を整えて、政府がこれを確実に実行するという点について求めたいと思ひます。そのことはまた後日議論をさせていただきたい、このように思つておるところでございます。

以上で終わらせていただきます。

○大原委員長 木村太郎君。

○木村(大)委員 大分質疑の時間も経過してございまして、質問する趣旨の方もグブる点もあろうかと思ひますが、大臣初め皆様方の御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

まず、私も真つ先に、国有林野関係の方に主に視点を絞つて質問をしていきたいと思います。三兆八千億円の債務、これに至つた要因というものが、そしてまた、これに至るまでの迅速で適切な対応がされてきたのかどうかということ、国民に対して改めて大臣から御答弁いただければと思ひます。特に、今審議されておりますこれをもちつて着実に問題が解決されていくというその根拠と、また、大臣みずからの決意というものを御披露いただければと思ひます。

○中川國務大臣 改めまして木村先生から、今回の国有林野の抜本改革についての決意ということでございますが、何千年と連続して日本の国土を守つてきた森林、そしてそれを国が半分以上管理をするという状況が五十年、現体制が続いてきたわけでありまして、その間、木材の輸入自由化がどんどん進んでまいりました。一方、戦後復興の中で木材需要というものが非常に、戦後復興とともに需要の伸びが急ピツチであつたわけでありまして。

高度経済成長を三十年代に迎えたわけでありまして、順次木材製品は関税化されてまいりました。昭和三十九年が関税化の完成した年でございます。その年を境にして、これはまことに奇妙なことであるけれども、国有林事業が赤字に転じるということになつてきたわけでありまして。そして、昭和五十三年から国有林野の改善計画とい

うものを策定してきたわけでありまして、都合四回やつてまいりましたが、数年のうちに計画が、実行、予定どおりにならないということになつてきたわけでありまして。

直近の計画は、先生も御承知のとおり、平成三年から十二年まで、十三年から二十二年と二段階に分けて国有林の赤字を全部なくするという計画をスタートさせたわけでありまして、特にここ、平成に入りましてからの最後の四年度目の計画につきましては、自由化がこれほど進んできた、御承知のとおり、日本の木材の自給率は二〇%程度でございます。八割が外材の輸入というところでありまして。先生のところにも大変すばらしい木があるわけでありまして、何といひましても、円高あるいはまた関税の引き下げによる安い価格の材がどんどん入つてくる。一方では、景気がよかつたといふこともありまして、輸入がどんどんふえてくる。あるいはまた、その間、国有林の方の経営は悪くなる一方でございます。から、借入金金利、つまり金利コストがだんだんだん重たくなつてくるというふうな状況が、二重、三重と負担を大きくしてきてきたわけでありまして。

そして、ここ数年、数年といつてももう七、八年になるわけでありまして、いわゆるバブル崩壊とともに不景気になつて、例えば、木材でいえば住宅着工件数の問題でありますとか、あるいはいろいろな形で需要が低迷をしてくる、そういう状況で、いよいよ三兆八千億円のうちにさつちもいかないう状況になつたわけでありまして。

しかし、これをいつまでも孫子の代に残すといふことはなりませんし、木材というものは三十年、五十年というものが一つの生産チームでございますから、今この時期に思い切つた改革をして、孫子の代にこのツケを安易に押しつづけるということではしてはならないといふことで、いろいろと御議論をいただいた上で、今回出させていただいた法律でやるわけでありまして。

基本的な枠組みは先生も御承知のとおりだと思ひますので、今回に至る経緯ということで、何としても、私といたしましては、一日も早く、実はタイムリミットがこの法案にはあるわけでございませうけれども、十月一日からスムーズにスタートをさせていただくことによりまして、より負担が少しでも軽くなるということもあるわけでございませう。もうあとわずかでございませうけれども、我々としては、とにかく一日でも早くこの法案を施行させていただくことによりまして、本が一円でも節約できるような体制でスタートをして、五十年かけて我々が背負つておる一兆円というものを何としてもお返しをして、そして健全な、先ほどの御議論にもありましたように、国土を守り、日本の国土発展のために大いに資する山づくりのための林野行政を推し進めていきたいという決意で、何とぞ、御審議として御賛同をいただきたいと思ひます。

○木村(本)委員 私、単純に考えますと、先ほど大臣から答弁がありましたように、過去四回改善計画というものをやってきましたが、それが効果もなかった。では、過去の四回、改善するに当たって、今審議しているこの抜本的な案というものがなぜそういうときに少しくづつでも考えとして打ち出されなかったのか、あるいはまた実行しようとしなかったのか、こういったことは私は単純に思ひます。

また現実に、たしか今から三年ぐらい前ですが、一九九六年の十二月の時点で、会計検査院が国有林野の破綻というものを宣告している。そして、今現在こうやって我々は抜本的なことだということでも審議しているわけでありませうけれども、この間でも五千億円の債務が膨らんでしまつて、これも事実だと思ひます。では、なぜ過去の四回の中で、こういった今審議しているようなことがアイデアとしてなかったのかどうかということとを単純に思ひます。

現実には三兆八千億円という債務があるわけですが、今大臣からの答弁もありましたが、社

会情勢の変化や輸入材の拡大とかいろいろなことが、諸情勢の変化、予測しなかったこともたくさんあったのも事実だと思ひます。だとすれば、では今回のこの抜本的な改革が今後どんな変化があつても対応できていくのかどうか、今現在予測しないことが起こつた場合でも対応することができるといふことが、そういったことを私は過去の四回の改善効果がないという事実を踏まえても、特に今大臣に根拠あるいはまた決意というものを伺つたわけでありませうが、そういった言い方をした場合に、それでも大丈夫というふうな思いで今臨んでいると思ひますけれども、もう一度その点、もしありましたら、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○中川國務大臣 例えば一兆円の余剰でその一兆円の債務をお返しするという中で、五千億が土地、林野等五十年かけて売ることによつてやつていく。五千億で五十年ですから年間二百五十億円ぐらい平均になるわけですが、これは過去の例を引きますとかなり低く見積もつた数字で、抑え目の数字で平均二百五十億円。ここ数年五、六百億円なんという時代もありましたし、もっと多い時代もあったわけでありませうけれども、二百五十億円平均で五十年ということでは五千億円。これなんかは、これから、今ちょうど伐採というか、材として売れる時期の端境期的な状況でございまして、昭和三十年代ぐらいに植えた木が大部分大きくなつてきておりませうけれども、いわゆる長伐期で、より価値のある材として売れるにはもう少し時間がかかる。これから、いわばあと数年たつとそれが十輪とか十一輪とかいう形で伐採期に達してくるわけでもありませうし、今がいろいろな意味で計算上非常に厳しい時期ですから、かなり厳し目に見てこの一兆円という数字を五十年かけてお返しをしていくということでありませう。

しかし、何といひましても、三兆八千億円のうち引き受けるのは一兆円でありまして、二兆八千億円プラス利子等は一般会計の方でお世話になるわけでございますから、我々はこれ自体を果たさ

なければいけない。これまでにある意味では身輕にしていたわけでありませうから、何として、これを歯を食いしばつて、本当に労使一体となつて実現をしていかなければいけないという相対当りぎりのところに追い込まれておるわけでありませう。この委員会の冒頭、総理が文字どおり最終的な改革だみたいなことをおっしゃいましたけれども、まさにその気持ちで我々はこの問題に取り組んでおるわけでありませう。

大変厳しく見詰めておるわけでありませうけれども、しかし一方、金利動向とか経済動向とかいう不確定要素も、当然五年、十年、五十年を見据えた計画でございませうから、どうなるかわからないうこと、逆に言えば、物すごく収支がよくなくなつてしまふこともあれば、そうでないこともあるわけでありませう。その中で、そこはもう五年先、十年先を見通すのはなかなか難しい話ではございませう。しかし、かた目に見て、そして抜本的な最後のぎりぎりの改革を一兆円という世界の中でぎりぎりの努力をしてお返しをしていくということでありませうから、何としてもこの目標を実現するように頑張つていくという決意を改めて申し述べさせていただきます。

○木村(本)委員 さまざまな予測しないこともあり得ると思ひますけれども、いい意味での予測しないことがあればそれはいいことでありませうけれども、ただやはり我々は、現実を見て判断もしなければならぬというふうな思つておりませう。

具体的に法案の方に入つていきたいと思ひます。そこで官澤大蔵大臣にお尋ねしたいのです。この三兆八千億のうち二兆八千億を一般会計に承継処理する、そしてまた、はつきり言ひますと、国有林と関係ないというふうには私は思ひます。けれども、たゞこ特別税に頼ろうとする考え方は、こ

ますけれども、この場合、たゞこ税は一種の一般会計に入ります。歳入として考えたわけではございませうが、なぜたゞこ税というものは、いわば財政物資と申しますか、財政収入になる一つの比較的嗜好性の高い、景気に余り左右されない、しかも価格の中における税分の割合がどちらかといへば価格の上昇に従つて低下するわけではございませうから、そういう物資としてのたゞこ税の課税を減らしたというふうな、そういうことが御説明になると思ひます。

本来、どうしてたゞこ税の愛好家がこの負担をしなければならぬかというところは、一般会計としてこれをしよつてまいります上にいい財源がない、その中で比較的受け入れやすいということもないうこと、愛好的な品物への課税を減らした、こういうことであると存じます。

○木村(本)委員 今の答弁を聞きますと、なかなか現実には、たゞこ税を吸う人から見るとまだまだ納得できないというのが私は実情じゃないかなというふうな思ひます。もちろん、皆様方もいろいろの考えに考へた上で判断したということも背景にはあるかと思ひます。

そこで、大蔵大臣からありましたけれども、その前に、先ほど中川農林水産大臣には全体的な意味での根拠と決意ということをお尋ねしましたが、残りの一兆円ということ、これに目標を変えて考へた場合に、一兆円の返済は本当に大丈夫なのかどうか。

単純に計算しても毎年二百億円余も剰余を出さなければならぬ。しかし、現実には毎年二千億円もの債務を累積した国有林の姿があります。二千億円の債務をふやしてきているこの国有林、それに対して二百億円以上の剰余を出さなければならぬ。私みたいな者が単純に考へても、本当にこれは現実的なことなのか、一兆円の返済は本当にできるのかどうかということを心配するわけでありませうけれども、それこそ血のにじむような収支の改善努力というものがこゝでは求められてくると思ひます。

九日の参考人陳述の中でも、非現実的だという
ような趣旨の御意見もありました。一兆円返済と
いうと、先ほど大臣からもよつとありましたけ
れども、いまだ一度、返済についての具体的な根拠
というものが、また確実性、実効性というものをど
う説明されるのか、答弁をお願いしたいと思いま
す。

また、あわせてここで聞きたいのは、それをも
し進めるとすれば、これから国会に對しても債務
処理の状況というものを報告するというにも
なっているようでありまされども、定期的に詳
しく点検するような体制というものを、ちゃんと
債務が減っているのか、一兆円の返済がき
ちんと進んでいるのかどうかというのを、きち
っと点検しながら報告できる体制をどう考えてい
るのかということもここで聞かせたいだきたい
と思います。

○中川國務大臣 まず、平成十年十月一日からス
タートをするという前提で、平成六十年までの五
十年という気の遠くなるような、木村先生はお元
氣でしょうけれども、私は多分もういなくなるわ
けであります、しかし、この計画、五年ごとで
はございますけれども、一応の計画について我々
はかなり、先ほど申し上げましたように、低目の
というか、厳し目の、マトリックスといいまし
うか、スケジュール表的なものをつくっております。

端的に申し上げますと、林産物収入がこれから
どんどんどん上がっていく、そして支出の方
では利子・償還金がどんどん減っていく
というこの差引きの中で五十年間で一兆円の
剰余が出ていく、単純に一言で言えばこういうこ
とであります。細かいことをもつと説明しなけれ
ばいけないのでありましようけれども、資料とし
て先生にも後ほどごらんいただければと思いま
すが、そういうことで、借入金がどんどん減って
いく、林産物収入あるいはまた貸付金等々の収入が
どんどんふえていく、そして利子・償還金がどん
どん減っていく、途中からはもうゼロになつて

いくというようなことで、最終的に収支差がどん
どん広がっていくとして、最終的なトータルの収
支の差が一兆円の黒ということになるということ
でございます。

それから、一兆円の債務に対する点検、一兆円
といいましうか、これから始まるスキームの点
検でございますけれども、今度の国有林改革特別
措置法の第十七条に、債務処理に関する施策の実
施状況を毎年度国会に報告するということになつ
ております。したがって、毎年毎年この国有
林野特別会計の収支状況、そして累積の収支状況
については、国会に御報告をし、また御審議をい
ただきたいと思ひます。

○木村(本)委員 私は、間もなく平均寿命百歳と
いう時代も来ると思ひますので、中川大臣もその
ころはまだ御健勝だと思つておりますし、それを
お祈りしたいと思ひます。

今御答弁がありましたけれども、ただ、俗に、
国の公益的な機能重視への転換を基本的な部分で
図るんだという考え方、そう考えた場合に、現行
でも木材の生産林の面積が五四％ある姿から二一
％に減るということになると思ひます。従来五割
程度だった国土保全のための公益林、これが八〇
％、八割を占めるという姿になれば、先ほどあつ
た返済のための木材販売なんかの収入を考えた場
合に、ある面ではそこに矛盾が出てくるような感
じもするわけでありま。公益林の面積を、また
機能をますます高める、しかし一方で、木材の販
売なんかを柱にしながらも返済をしていくんだ、
何かその辺に矛盾というものを感ずるのですが、
その点はいかがでしうか。

○山本(徹)政府委員 先生御指摘のように、木材
生産を主目的とした国有林は、約五割から二割に
下がります。八割が国土保全あるいは水源涵養等
の公益的目的を中心とした国有林になるわけでござ
います。この公益林に属する公益林に属する木材は、
材は一切伐採しないわけではございませ。伐期
は長伐期化したり複層林施業という形をとって、
公益的機能の発揮に留意しながらも、ある時期に

なりまると、例えば長伐期、これまで四十年で伐
採していた杉も八十年くらいになると伐採するとい
うことになりま。これをずつとそのまま余り
長期間放置いたしますと、いわゆる老齢過熟林とい
うことでかえって公益的機能が発揮されない森
林になるおそれもございますので、適期に伐採す
るといふことも重要でございませ。

これによる伐採収入というものが、先ほど大臣
から御説明申し上げましたように、今、国有林は、
大規模に戦中戦後に伐採された跡地に植林した木
が育つておりまして、三十年生くらいが中心でござ
いますけれども、これがこれから二十年、三十
年、四十年とたつと伐期に到達いたしますので、
数量的には大量の伐採が期待できるわけございま
す。大臣から御説明がございましたように、し
かしながら価格については慎重に見ておりまし
て、オイルショック以前は右肩上がり価格が上が
つておりましたけれども、オイルショック後約二
十五年間ずっと横ばいでございませ。価格につ
いては今後五十年間横ばいで推移するという想定
のもとに木材収入を算定いたしております、私
どもとしては、十分慎重な算定であると考えてお
ります。

○木村(本)委員 私、特に心配するのは、公益的
機能重視、大変聞こえがいいわけでありま。公益
的にこれが裏目に影響を及ぼしてはならないとい
うふうにも思ひます。

現実にも今でも、国有林に属しても乱伐、過伐とい
うものが山の高い位置にあるということも私な
りには承知しているわけですが、そういうこと
を、これから国有林の公益的機能重視とい
うことを考えた場合に一つの心配として、今現在
でも、すべてとはいひませんが、しかし、現実
にはまだやはり乱伐というものが全国に散見されて
いるように私は思つております。こういうこと
にならないための対策というか考え方はどのよう
にお持ちでしうか。

○山本(徹)政府委員 今御指摘の過伐あるいは乱
伐が起きないようにするために、今回の法案にお
きましては、流域ごとの国有林の地域管理経営計
画というものを策定させていただくことにいたし
ております。

これにつきまして、案の段階で一カ月公告縦
覧いたしまして、地域住民を初め国民の皆様方の
御意見を承ることになっております。これに沿つ
てこの計画を決定させていただいて、適正な国有
林の施業、すなわち適正な伐採、適正な管理、適
正な育成を行うことについてお示しをしまして、
地域住民、国民の皆様方の御意見を承りながら、
八割の公益林を中心にして、公益的機能を大事に
しながら国有林を管理運営してまいりたいと思
っております。

○木村(本)委員 もう一つ確かめたいんですけれ
ども、今月一日だったと思ひますけれども、管
理経営基本計画というものの骨子をまとめたよう
であります、この計画の方向性というものはど
うなのか。また、今我々議論しておりますこの国
有林野事業との、これから進めようとする改革と
の位置づけというものをどう考えているのか、少
しお尋ねしたいと思ひます。

○山本(徹)政府委員 御指摘の管理経営基本計画
は、先ほど御説明申し上げました流域地域ごと
の、百五十七流域になりますけれども、この地域
ごとの管理経営計画のいわば基本をなす全国の国
有林の管理経営基本計画でございます。その内容
は、国有林の管理経営に関する基本方針、また林
産物の販売、国有林の管理経営のための事業の実
施体制、これは要員等でございます。それから長
期的な収支の見通し等々、国有林管理の基本にな
ることを定めることにいたしております、五年
ごとに農林水産大臣が十年を一期として立てる計
画でございます。

この計画も、案の段階で一カ月公告縦覧いたし
まして、広く国民の御意見を承つてこれを決定さ
せていただく、計画は策定後遅滞なく公表させて
いただくともに、毎年度、経営計画の実施状況
について広く国民の皆様方に公表させていただく
ことといたしております、国有林の適切な管理

抛あるいは決意というものを聞きました。大蔵大臣にお聞きしたいことは、今こうやって審議している中で、国有林に關係しての今のこの改革の案、考案方、これはもう大丈夫ということ、大蔵大臣、財政を預かる立場から、また二兆八千億円を一般会計に頼るということから、私はこの時点で最後に確認したいと思ひます。

というのは、これから改革していくこととときに、財政当局、あのときに大蔵大臣が大丈夫だと言ったではないかというふうになるのか、やはり大丈夫だと言ったように改革されていったと、方向性は二つに一つでありますので、財政当局、大蔵大臣からの大丈夫かどうかということ、この時点で最後に聞いて終わりたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 林野あるいは土地の売り払い収入、林産物収入、それから一般会計の利子補給がございまして、先ほどから農林大臣が言っておられますとおり、五十年というのは大変長い期間でございまして、しかし、御努力があればきつと一兆円の債務を返済していただける、お貸した方も大いに期待をいたしております。

○木村(太)委員 ありがとうございます。

○大原委員長 中林よし子君。

○中林委員 前回、国有林野法の問題で質問をさせていただきました。国有林が現在のように三兆八千億円の累積債務を生み出したその原因が、独立採算制に固執しながら高い金利の財投に依存せざるを得なかった、このことは政府自身も認めになったと思ひます。そこで、この三兆八千億円をどう処理していくかということで、今回の法案が出たわけですね。政府が言っている、国有林はこうあるべきだという姿になる、それがこの法案で果たしてなっていくのだろうかということで、私は、具体的な問題で質問をさせていただきます。大変危惧するものですから、そうはならないのじやないかということをお聞きしたいというふうな思ひます。

その第一点は、営林署の統廃合、そして労働者

が一万五千人からおおむね三分の一に減らされるという問題がどういふ事態になるかということですね。

先ほどから北海道の国有林の問題が随分出ました。日本全体の国有林の四割を北海道が持っているということ、私自身も夕張の営林署に出かけをしてみました。この夕張の営林署では、今、巡視をしていて、森林官が一人大体一万ヘクタールを受け持っている、こういうふうになりました。今回、夕張営林署、林野庁の方針では廃止の方向に打ち出されております。そうすると約二倍、二万ヘクタールを一人で受け持たなければならぬ、こういうことになるわけですね。北海道は、私も行きましたら、クマの表示があるとかハチも出る、自動車事故にも遭うだろう、いろいろな事故も想定されます。現にこの間、全林野の委員長の方から青森で、先般、亡くなつて八時間後でないと発見できなかったという大変痛ましい事故の話も出ました。そうなる、たつた一人で二万ヘクタール巡視すること、本当に山の管理ができるのだろうか、労働者の安全は守られるのだろうか、このことが危惧されるわけですね。

さらに、この夕張営林署管内には、天然記念物ユウパリコザクラというものも存在しており、これも営林署が守っております。こういう大切な、貴重なものが、果たして今回の計画で守られていくのだろうか、果たして今回の計画で守られなければならない、責任をとることになるのでしょうか。

○中川國務大臣 北海道の例をお挙げになりました。北海道はもう広いわけですが、広げても一人でも何万ヘクタールを担当するといふものではございせん、現在の営林署、あるいは一月一日以降法律が成立した後であれば森林管理署の組織として与えられた担当の森林を守っていくということでは決まっております、一人が倍になるとかそういうことでは決まっております。

それから、貴重な動植物を守る、まさにこれも

公益的機能という今回の改正の大きな柱の一つだと理解をしております。

○中林委員 確かに、民間委託もしながらそういう人たちが連れてという話は当然あるわけですが、けれども、現実、今でさえもそれが十分でないといふのが現場の声になっております。夕張営林署がなくなれば管轄範囲が広がるのは当然のこと、しかも森林官そのものは減っていくわけですから、当然一人の担当範囲は広がっていく、このことは山の管理にとつてあるいは労働者の安全性の問題にとつて大変危惧をされる、このように思ひます。

そこで、今回の法案で、国の管理といひましようか、国が国有林に携わることでは必要最小限にとどめるのだ、こういうことで、あとは民間委託だといふ話になっております。そこで、国が行う業務と外部委託にする業務の仕分けについての検討案というのが、実は私の手元に資料として入りました。

委員長、ちよつと大臣に見ていただいてよろしいでしょうか。

○大原委員長 はい、どうぞ。

○中林委員 それを見ますと、国有財産です。この中で、非常に重要だと思われる境界の問題、境界の検測、境界測量、境界標の設置ですね、標識の設置の問題、一休国はどれをやり、民間はどれをやるか、検討中というところでありますので、今はどういふふうに分けをされているのか、そこを明らかにしてください。

○山本(徹)政府委員 境界の巡検のことではございませうけれども、これは国有林野管理の基本でございませう、境界を確認する、また境界の標識の異常の有無等を確認する業務でございまして、この境界の巡検というのは今後とも国みずから行っていくことといたしております。

○中林委員 いや、ここを今わざわざお見せしたのは、境界検測の場合、検測の実行はこれまででは国がやっていたのだけれども、今度は委託という

ふうになっているでしょう、これは委託されるのですか、それとも国がやるのですか。

○中川國務大臣 境界管理ですね。(中林委員)だから、境界管理なのだけれども、実際にやるのはだれがやるのかと呼ぶ境界の管理は国がやります。

○中林委員 それでは、標識を打ったり、それから境界の何か印があるのをちゃんと確認したりする実際の業務も全部国が責任を持ちますね。

○中川國務大臣 まさにそれが今回の国有林における国有林職員の仕事でございませう。

○中林委員 それでは、それは私、この委員会です。確認しましたので、国有財産の一番基礎の問題です。ぜひ守つていただきたいというふうな思ひます。

さらに、今回、あと五十年かけて、木が育てばそれを売って収入にするのだということ、立木販売の問題、これも非常に重要な問題だと考えます。

そこで、立木販売箇所の収獲調査、これを今回は公益法人に委託して行うということになっているわけですね。ただ、この公益法人に切る木を指定する極印まで渡すということに、私、林野庁から説明を受けたわけですね。こんなことは外国でも私は例がないというふうな思ひます。これでは本当に国が責任を持つて国民の共有の財産を守っていくことができるのか大変不安です。なぜ公益法人にこんなことまでさせなければならぬのか、この点はいかがでしようか。

○山本(徹)政府委員 これも、実際の業務は民間の、これは御案内のとおり、法案にございませう。公益法人で、国の監督のもとにこれを実施する機関として指定されるわけではございませう。実際の業務は実施いたしますけれども、これは十分な国の監督のもとに実施するわけではございませう。また、作業の結果についても十分審査いたしますので、この指定調査機関の業務については適正かつ確実な調査が担保されると考えております。

○中林委員 実際切る木の極印は渡すのでしよう、公益法人に。その点はいかがですか。

○山本(徳)政府委員 極印は渡しますけれども、法案にございますように、この機関は公益法人でございまして、かつ職員は身分は公務員とみなす規定がございまして、公務員に準じて厳正中立、適正に業務を実施するように指導監督、また制度上の担保がございまして。

○中林委員 そうであるならば、わざわざ公益法人などとする必要はないのです。国がちゃんとやりになればよいじゃないですか。公務員に準じなければならぬという重要な問題です。だから、私も、公益法人をわざわざつくる必要はない、こういう国民共有の財産、しかも収入を得るという非常に重要なときに、極印まで公益法人に渡すということで、公務員に準ずる罰則などがこれに当てはまるから大丈夫だということでは済まされない問題だと考えます。

こういうぐあい、非常に今回の法案は国民の共有財産そのものが危うい状況になるのではないかとこのことを指摘し、次に、三兆八千億円の実際の債務処理についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほどからいろいろ、どうやって返すかという説明はありましたが、これまた非常に無責任な説明だと私は思います。まず、一兆円のうち、林野・土地等売り払いで五千億円を捻出するということになっているわけですが、本当にそれができる土地とか林野があるのかという問題ですね。具体的に挙げられますか。

ここに実は新聞報道がありまして、中国新聞なんですけれども、八月十四日付なんです、林野庁は国有林野十四カ所を売却しようとしたが買い手がつかず、とん挫している。というぐあいに、今さまざまな経済状況の中からも売れないというのが一般的な状況になっております。それでは、どうやって五千億円を土地と林野を売り払って捻出できるか、具体的な案があれば、数値は出ていますけれども、どこをどういうふうに売るといいます。

とで、その裏づけを説明していただきたいと思えます。

○中川国務大臣 まず前提条件としては、五十年間で五千億円を林野・土地あるいは土石等で収入を上げるといって、毎年平均二百五十億円ということになるわけでありまして、その根拠は、ここ数年、大体五、六百億円ぐらいの年間の売り上げの実績がある、しかし、ここに来て若干下がりぎみでもございまして、こういう経済情勢でございまして、非常に目に見えて二百五十億円。

それでは、土地はどこにあるのかといえ、いわゆる目玉的な東京の一等地の何とかが一時のようなものも国有地としてあったこともありまして、あるいはまた山の中の土地もいろいろありますし、また地方の営林局等々の土地もありますし、また林地もいろいろございまして。今どういふものを挙げてみるかと申されても、これはまた一つの商行為になるわけでございまして、具体的に挙げることは差し控えていただきたいと思います。

○中林委員 今の答弁でも、実は具体的には挙げられないと思うのです。とらぬタヌキの皮算用とさつきも委員席の方で話がありましたけれども、まさに、だろーというところでスタートしていると言わざるを得ないというふうに思うのです。残りの五千億円の問題は、林産物の収入で五十年間かけて返すんだ、こういうことになっているのですが、この前提条件を見ても、木材価格が立米当たり三万六千円、これですと五十年間推移していくであろうという前提条件なんです。林野庁から資料をいただきました。三万六千円というのは平成八年の価格ですよ。ずっと前を見て、三万六千円を上回っている年というの、昭和二年と平成元年だけ、後はずっと下がっている、昭和五十五年ぐらひは確かに高い時期もありました。だけれども、もうずっと下がりがつ放し、今も林業関係者の人たちが、このまま木材価格が推移していくんというところは考えられないというふう

うに言われているし、多くを占める杉材などはもう一万七千円、一万六千円、こういう状態があるわけですね。これを一つとってみても、私は、前提条件がこれでは崩れていくに違いないと思わざるを得ません。

それから、先ほどから指摘が出ていて、矛盾があるという話がありました。それは、今回、生産林を五〇から二〇に縮小して、公益林のところを上げていくんだ。この転換によって、今国有林は保育、間伐をして育てていく時期になってきている、もう切るようなところが少なくなっているんだ、これから育てなければならぬところ、人も減らして、それからお金も減らしていつか、本当に育てていく手が入るだろう。二〇%を生産林にしていくことになるか、実際皆さんがもうくろんでおられます、これだけ蓄積量が広がるであらう、五十年先には今の収入の三倍を見込んでいらつしやるわけですから、果たして日本の国有林、それだけの蓄積量になるといふことの確証、これはどうしてそういうことが言えるのか。値段の問題と蓄積量、これについてお答えのいたしたいと思います。

○山本(徳)政府委員 まず値段の問題でございまして、平成八年度の実績単価をもとに、これを今後五十年間横ばいで推移すると見通しておるところでございまして。これは戦後の価格の動向を見ますと、オイルショックまでは木材の価格は着実に上昇しておりまして、過去二十五年間で見ても、短期的な変動はございまして、けれども、長期的には横ばいでございまして、平成八年の三万六千円・立米で推移するというのは、長期的には横ばい傾向でございまして、これで今後五十年推移するというのは十分に堅実な推計であると考えております。

それから材積でございまして、材積につきましては、林野庁で測量して、何年生のものがどの程度あるというのわかっております、現在、三十年前後、戦中戦後の大量の伐採の跡地に植林されたものが比較的多いとございまして。これ

を、公益的機能を重視しながら、長伐期施業または複層林施業等に留意して育成し、今後、二十年、三十年あるいは四十年後に相当の伐採量が見込めるわけでございまして、そういった長伐期施業等を前提に、伐採量、当面、ここ十年程度はむしろ収穫量は減少いたしますけれども、現在の三十年生が、今後六十年、七十年と育っていくにつれて相当量の伐採を見込んでいくところでござい

○中林委員 今蓄積量の問題、森林調査簿に基づいてちゃんと計算すればそうなるんだというふうにおっしゃいましたけれども、その森林調査簿そのものが実は正確なかどうかというところを、現場の人たちは、とても正確ではない、自分たちは全体を見て回れるわけじゃないんだから、それは非常にアバウトな数字だということを先々でおっしゃっております。しかも、二十年、三十年、四十年と、こうやって五十年先までの推計をしていくためには、ある係数をお掛けになって、こうなるであらう、それは、保育をし、間伐して育ててこそなる、そういう予測。私は、ある係数をお掛けになって出されるものであらうというふうに思うのです。今でもさても手に入らない状況の中で、今林野庁が計算をされているような蓄積量の収入が得られるようなことは到底私にはできないというふうに思います。

大蔵大臣も聞いておいていただきたいのですが、農水大臣に答弁を求めます。もしこの前提条件が崩れて、これだけの損益計算ができないような状況になれば、だれが責任をどういふふう

に持つのでしょうか。民有林なんかの予算にこれがしわ寄せになるといふようなことはないでしょう。○山本(徳)政府委員 森林の蓄積の把握、これは森林調査簿に数値が出ておりますけれども、国有林の森林計画の樹立時に五年ごとに営林署が中心となって樹立いたします。航空写真、それから現地調査等によりまして、おおむね八ヘクタールほどの広さの林小班ごとに行われておりますが、

日常業務の中で現地の森林官等によつて的確な把握に努めております。

また、育成が重要だとおっしゃいましたけれども、そういった保育、間伐等につきましても、民間に事業を委託し、きちんと国有林の森林を育ててまいりたいと考えております。

また、先ほど来御説明申し上げましたけれども、全国の森林管理計画、また百五十七流域ごとの地域の森林管理計画、これを案の段階で広く国民の皆様方に公告縦覧いたしまして、御意見を承り、計画を策定し、きちんと私も、国有林を公益的機能を重視した立派な森林として、今後この法案を成立させていただければ、新しい体制のもとで育ててまいりたいと考えております。

○中川国務大臣 我々は、この法案が五十年先という非常に長いタイムのものであり、確かに幾つかの前提条件、パラメーターを置いた試算ではありますけれども、これがベストなものであると思つて提出をし、御審議をしていただいているところでございますので、五十年先にだれか責任をとれと言われたら、私、中川昭一がとらせていただきます。

○中林委員 それは大変明言だと思ひますね。ちゃんと記録に残ると思ひますが、いらつしやれば責任をとつていただきたいというふうに思ひますが、それさえもわからないでしよう、どんな事態になるかわからないのですから。今、非常に無責任な御答弁だというふうに私は思ひます。結局中途半端なんですよ。独立採算制でも破綻したんだから、国民が、公益林、今の森林の持つ意味合いはみんな納得しているんだから、これは本当に国全体で見えていこうというふうに転換をされた方がよろしいかと私は思ひます。

そこで、今、山の問題で一番の問題は、民間委託に回すのだから大丈夫、育てられると長官はおっしゃいましたけれども、民有林を持つている人たちが含めてですけれども、材価の問題を一番心配しているわけです。この材価低迷の最大の原因は木材の輸入自由化です。

新聞報道を見ますと、九月十七日に、アメリカから我が国に対して林産物、水産物の関税撤廃の要求があつたということですね。中川大臣はこれは突つぱねた、私は、高くその姿勢は評価したいというふうにするのですが、それにどうも、もうこれ以上の関税を撤廃するなどのいうのは、んでもない話だ、もつと上げて木材の輸入自由化を制限していく、これこそが日本の山を守る道だと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 先週、アメリカのパーシエフスキ―通商代表が来られまして、近々開かれるAP E Cで林産物の関税をさらに引き下げるようにという強い要請がありました。我々は、あのウルグアイ・ラウンド交渉、国内的に大変厳しい生産者の皆さんの御要望、あるいは過去における林産物の引き下げの中で、本当に関係者の皆さんに御努力という御苦勞をいただいて、その上でのウルグアイ・ラウンドの結果であり、それを現在一生懸命、厳しいけれども、林産物の関税の問題に取り組んでおるわけでございますから、その段階でパーシエフスキ―さんから、そのルールを前倒ししろとかAP E Cの場で約束しろとかいうことは、全く筋違いの問題であると思つております。それと同じように、先生の御質問で今上げた方がよいというの、今我々が努力しているウルグアイ・ラウンドの、苦しいけれども努力をしていることと違う方向の、まあ上げるか下げるかということでは全く正反對であります、やはり議論の流れとしては同じ方向だというふうに言わざるを得ません。

○中林委員 時間が参りましたので終わりますけれども、私も、私どもは、大臣も言われましたように、今回は五十年ぶりの大改悪だ、こういうふうにするのです。それだけに、二十一世紀の日本の山をどうするか、国有林がどうなるか、これは全国民が注目していると思ひます。そういう意味では、本当に、十二兆円も国有林は収益を上げていますと参考人の先生もおっしゃったわけですから、しっかりと山を守っていく、日本共産党はそのた

めに全力を挙げるといふことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○大原委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二分散会

平成十年九月三十日印刷

平成十年十月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K